

重点事項について

① 地方創生に資するもの

(1) 地方へのひとの流れの創出（地方移住・地方大学の活性化）

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
1	福井市、群馬県、福島県、新潟県、兵庫県、滋賀県、関西広域連合 (厚生労働省)	旅館業に関する規制緩和 (旅館業法) 【法律改正等】	<p>移住希望者が空き家へ体験滞在する際には、旅館業法の適用の対象外とする。</p> <p>都市農村交流等を目的とした農家宿泊体験については、旅館業法の適用の対象外とする。</p> <p>農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合における客室面積要件の特例を、農林漁業者以外の者についても認める。</p>	<p>空き家の有効活用とともに、地方移住の促進につなげることで、地方創生に資する。</p> <p>地域全体での継続した取組により都市農村交流を促進し、地方創生に資する。</p> <p>多様な主体による都市農村交流を促進することで、地方創生に資する。</p>
2	福井市 (厚生労働省、国土交通省)	サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲 (高齢者の居住の安定確保に関する法律) 【法律改正】	<p>市町村の判断で登録基準の強化・緩和が可能となるよう、都道府県が有する高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村へ移譲し、同計画を定めた市町村に対し、住宅事業の登録・監督等の事務についても移譲する。</p>	<p>市町村の判断でサービス付き高齢者向け住宅の供給管理が可能となる。</p>

重点事項について

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
3	茨城県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、兵庫県 (厚生労働省)	介護保険制度における住所地特例の適用対象の拡大 (介護保険法) 【法律改正】	介護保険施設に入所するために他の市町村から転居してきた高齢者について転居前の市町村が保険給付等を行う、「住所地特例制度」の適用対象を拡大する。	高齢者が健康時から地方へ移り住む日本版CCRC構想を積極的に進めることができるようになり、地方創生に資する。
4	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (総務省、文部科学省)	公立大学法人に関する規制緩和 (地方独立行政法人法、学校教育法) 【法律改正】	ア：公立大学法人が附属学校を設置できるようにする。 イ：公立大学法人が金融機関などから長期借入できるようにする。	高等学校等における大学教育と一体化した人材育成や、自主性・自律性の高い経営ができるようになり、地方創生に資する。

重点事項について

(2) 子育て支援

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
5	指定都市市長会 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正】	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する。	利用者や事業者にとって利便性が向上するとともに、指定都市が保育所も含めた子どもに関する施策を地域の実情に応じて総合的に推進することが可能となる。
6	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市 (内閣府、厚生労働省)	病児保育事業に係る看護師等配置要件の緩和 (子ども・子育て支援法) 【要綱改正】	ア：看護師の常時配置義務を緩和し、病院内に設ける場合や病院に近接し迅速な対応が可能である場合は、看護師が常駐していなくても良いこととする。 イ：看護師や保育士について、常勤ではなく、利用児童がいる日に限り、従事することを可能とする。	児童の少ない中山間地域等において、効率的かつ安定的に病児保育サービスを整備することが可能となる。
7	瑞穂市 (厚生労働省)	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和 (児童福祉法) 【省令改正】	26年度の提案に対する対応として、当該保育所において保育する児童が少数である時間帯に、保育士1人に限り、保育士以外の経験者等を配置することが特例で認められたが、特例が認められる状況が限定的であり、より柔軟化・明確化する。	保育士の確保が特に困難な地域において、保育士数の柔軟な配置が可能となる。

重点事項について

(3) 地域経済振興

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
8	全国町村会、 栃木県 (経済産業省)	緑地面積率条例制定権限 の町村への移譲 (工場立地法) 【法律改正】	現在、市まで移譲されている工場の緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を、独自の判断で工場の緑地面積率を緩和できるよう、町村に移譲する。 ※ 全国町村会において、一律移譲を求める旨意思決定済	町村が、周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援を行うことで、企業の誘致等が可能となり、地方創生に資する。
9	松山市 (経済産業省)	中心市街地活性化法における大規模小売店舗の立地に係る特例区域指定権限等の中核市への移譲 (中心市街地の活性化に関する法律、大規模小売店舗立地法) 【法律改正】	大規模小売店舗立地法の規制が緩和される特例区域の指定について、中心市街地再開発促進のため、現在、都道府県・政令指定都市のみが持っている権限を、中核市に移譲する。	中核市の判断で、中心市街地への大規模小売店舗の出店に係る規制を緩和可能となり、都市のコンパクト化の実現に資する。

重点事項について

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
10	奈良県、富山県 (厚生労働省)	医薬品製造販売の地方承認権限の範囲拡大 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) 【告示改正】	地方委任から除外されている漢方製剤等について、製造販売の承認権限を国から都道府県に移譲する。	地方における迅速な審査により新製品を早期に販売することが可能となり、地域経済の活性化に資する。
11	長野県 (農林水産省)	農業振興地域に係る見直し(山林・原野化した耕作放棄地の除外を軽微な変更追加) (農業振興地域の整備に関する法律) 【政令改正】	山林・原野化したため、市町村農業委員会が農地に該当しないと認めた土地について、軽微な変更として農振除外を行うことを可能とし、農用区域に係る除外の手続を簡素化する。	農用区域の正確な把握により、農地集積や耕作放棄地解消等の取組の確実な実施に資する。
12	岐阜県 (国土交通省)	都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任 (都市公園法) 【政令改正】	都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の50%を超えてはならないと定められているが、当該基準を参酌基準とする。	地域住民のニーズに応じた運動施設等の設置が可能となり、地域活性化に資する。

重点事項について

(4) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
13	埼玉県 (国土交通省)	公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和 (公営住宅法) 【法律改正】	公営住宅の法定建替事業（居住者に対する明渡請求権が認められる）において必要とされている「現地建替要件」を緩和し、現地以外での建替えも対象とする。	人口減少に対応し、郊外の応募が少ない団地を廃止し、交通至便地への集約を図るなど、コンパクトシティへの対応に資する。
14	宇都宮市 (厚生労働省)	小規模な給水区域及び給水人口変更に係る水道事業の変更届出の簡素化 (水道法) 【省令改正等】	水道事業の変更の届出に係る「給水人口及び給水量の算出根拠」について、小規模な給水区域の変更の場合には提出書類の省略や手続の簡素化を検討する。	小規模集落等に対する近隣水道事業者からの円滑な給水を促し、安全・安心な生活環境を迅速かつ持続的に確保する。

重点事項について

② これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
15	関西広域連合、 広島県、栃木県 (国土交通省)	土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等 (国土利用計画法) 【法律改正】	国土利用計画法に基づき都道府県が策定することとなっている土地利用基本計画について、国への事前協議を廃止し、報告・意見聴取に変更する。	事務手続が軽減され、迅速な計画策定が可能となる。
16	九州地方知事会 (厚生労働省)	地方社会福祉審議会の見直し (社会福祉法) 【法律改正】	都道府県に設置されている地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に関する事項も審議できるようにする。	地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に関する事項も含め、障害者福祉について総合的な議論が可能となる。
17	九州地方知事会、指定都市市長会、神戸市 (厚生労働省)	診療所に係る病床設置許可の指定都市への移譲 (医療法) 【政令改正】	都道府県が行うこととされている診療所への病床の設置許可及び病床数、病床種別等の変更許可の権限を指定都市に移譲する。 ※ 第4次一括法において、病院の開設許可は指定都市に移譲済み。	既に指定都市に移譲されている診療所の開設届出等や病院の開設許可と一体的に監督を行うことができるようになる。
18	さいたま市 (厚生労働省)	介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲 (地方自治法施行令) 【政令改正】	現在都道府県で行っている介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する監督事務を、指定都市及び中核市に移譲する。	指定都市及び中核市が既に担っている介護支援事業者の監督と一体的に行うことにより、より迅速かつ効果的な対応が可能となる。

重点事項について

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
19	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県 (厚生労働省)	訪問看護ステーションの開業要件の緩和 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準) 【省令改正】	過疎地域においては、訪問看護ステーションの開業要件である看護師等の配置基準(2.5人)を緩和する。	過疎地域における開業が促進されることにより、高齢者が住み慣れた地域で在宅ケアが受けられるようになる。
20	埼玉県 (厚生労働省)	保健所長の資格要件に係る特例期間の延長 (地域保健法) 【政令改正】	保健所長の資格要件に関して、医師以外の者が保健所長になれる特例期間(最大4年)を最大10年まで延長する。	保健所長の要件を緩和することで、公衆衛生医師の不足により同一の保健所長が複数の保健所を兼務している等の状態の解消を図る。
21	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (環境省)	水質汚濁物質の総量削減計画に係る国の協議・同意の一部廃止 (水質汚濁防止法) 【法律改正】	都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際には、環境大臣への同意付き協議が必要であるが、総量削減計画における削減目標量に変更がない場合は、同意付き協議を不要とする。	事務手続が軽減され、迅速な計画策定が可能となる。
22	東京都 (内閣府、国土交通省)	災害時の臨港道路における放置車両対策の充実・強化 (災害対策基本法) 【法律改正】	大規模災害発生時の緊急交通路確保のため、臨港道路の管理者(港湾管理者)に対して、放置車両等の移動等に関する権限を付与する。 ※ 平成26年11月に成立した改正災害対策基本法により、道路法に規定する道路管理者等は既に同様の権限を有している。	大規模災害発生時の緊急輸送ルートを円滑かつ迅速に確保できる。

重点事項について

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
23	島根県、中国地方知事会、京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	施設入所児童等に係る予防接種の保護者同意要件の緩和 (予防接種法) 【省令改正】	法定予防接種における保護者同意要件について、施設入所児童等であって保護者と連絡が取れない者については、施設長等の同意により予防接種を可能とする。	施設等で集団生活する児童に等しく予防接種を受けさせることができるようになり、感染症の発生及びまん延の防止に資する。
24	九州地方知事会、鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県 (農林水産省)	漁業関連事務の簡素化等 (ア. 漁業関連融資手続の見直し、イ. 内水面漁業調整規則の改正時の国認可の廃止、ウ. 漁業における出漁時の届出等手続の簡素化) (漁業法) 【法律改正等】	ア：漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、廃止又は届出とする。 イ：一県内で完結する河川等における内水面漁業調整規則を改正する際の農林水産大臣の認可について、廃止又は届出とする。 ウ：届出漁業について、漁業者の提出する出漁時の届出等に係る書類を簡素化する。	融資手続き等の簡素化や禁漁区域の設定に係る手続きの迅速化等につながり、漁業者の負担軽減等に資する。
25	千葉市、京都市、豊田市 (厚生労働省等)	生活保護事務に関する規制緩和 (生活保護法等) 【法律改正等】	被保護者が生活を送る上で必要不可欠な電気・ガス・水道の料金を、生活保護の実施機関が被保護者に代わって納付できるようにするなど、生活保護の適切な実施を図ることができるようにする。	生活保護行政のより効果的な執行が可能となる。

重点事項について

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
26	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (国土交通省)	公営住宅の一部入居者（生活保護受給者又は一定の認知症患者）に対する収入申告の義務付けの緩和 (公営住宅法) 【法律改正】	家賃算定のために公営住宅の入居者に義務付けられている毎年の収入申告について、申告を怠ると近傍同種の住宅の家賃に引き上げられ退去に至る事例も生じているため、適切な申告が行われないおそれがある一部入居者（生活保護受給者又は一定の認知症患者）に限り、地方公共団体が職権で収入認定又は代理申告できることとする。	生活保護受給者等について、収入に応じた適切な家賃算定が可能となる。
27	富山県 (経済産業省)	高圧ガス保安法等における申請等の手続の適正化 (高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律) 【法律改正】	ア：高圧ガス保安法の製造所と貯蔵所のいずれにも該当する施設について、施設の規模が一定以下の場合、製造と貯蔵で同一の届出を二重に行わなければならないため、製造所の届出のみで足りることとする。 イ：液化石油ガスの輸送充填装置について、高圧ガス保安法と液化石油ガス法で同一の許可基準による二重の規制を受けているため、液化石油ガス法の許可のみで足りることとする。	許可や届出事務の重複した規制を整理・合理化することにより、事業者の負担軽減及び地方公共団体の事務の実施に係る手続の適正化に資する。
28	郡山市、太子町、田川市、岐阜市 (経済産業省)	計量法に規定する検査期間の延長 (計量法施行令、基準器検査規則) 【政令改正、規則改正】	ア：都道府県等の実施する特定計量器（質量計）の定期検査について、計量器の信頼性の向上を踏まえ、検査期間を延長する。【政令改正】 イ：都道府県等の計量業務の基準となる分銅（特級基準分銅）について、使用頻度が少なく誤差が生じる可能性が低いことから、検査期間を延長する。【規則改正】	計量器及び基準器の信頼性に即した検査規制とすることにより、事業者の負担軽減や地方公共団体の事務の実施に係る手続の適正化に資する。

重点事項について

- ④ 昨年度、専門部会で重点事項として審議した事項のうち、昨年の対応方針で27年度の検討事項とされているもの、及び本年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

(1) 平成27年案件

	提案主体 (関係府省)	提案名	提案の概要	効果等
29	豊田市、松山市 (国土交通省)	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化 (公営住宅法) 【法律改正】	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準について、地方公共団体が条例で定められるようにする。	地域の実情を踏まえて、真に入居が必要な者への公営住宅の供給が促進される。

重点事項について

(2) 平成26年案件

30. 複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲
(中小企業等協同組合法等)【政令改正等】
31. 市町村策定の創業支援事業計画認定の権限等に係る移譲(産業競争力強化法)【法律改正等】
32. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲
(電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法)【法律改正】
33. 都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止(森林法)【法律改正】
34. 臨床研修病院における研修医の募集定員に係る見直し(医師法)【通知改正】
35. 一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲(都市計画法)【運用改善】
36. 公営住宅法上の寡婦(夫)控除の対象に係る規制緩和(公営住宅法)【政令改正】
37. 都市公園の占用期間の条例委任(都市公園法)【政令改正】
38. 開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大(都市計画法)【政令改正】
39. 都市計画の軽易な変更の見直し(都市計画法)【省令改正】
40. 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(都市計画法)【法律改正】